

住宅新築・リフォーム支援事業

補助金のご案内

宮古市は、建材価格の高騰による、住宅取得や改修への経済的な負担軽減のため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、住宅の新築およびリフォーム費用の一部を補助します。

 <p>住宅新築 建築主が39歳以下</p> <p>補助額 100 万円</p>	 <p>リフォーム 工事費100万円以上</p> <p>補助額 30 万円</p>	 <p>リフォーム 工事費30万円以上</p> <p>補助額 15 万円</p>
--	--	--

申請受付期間

令和8年4月8日(水) 午前9時 受付開始

【住宅新築補助】令和8年12月25日 受付終了 (※期限を延長しました)

【リフォーム補助】令和8年12月25日 受付終了

※ただし、申請額が予算額に達した時は、受付期間内であっても終了します。



補助対象工事

- ・市内に本店を有する施工業者（法人又は個人事業者）による工事であること。
- ・補助金の交付決定後に着手する工事であること。
- ・令和9年2月26日(金)までに完了届を提出できる工事であること。
※新築工事の場合は、検査済証の交付を受けた上で完了届(実績報告書)を提出すること。
- ・以下のいずれかに該当する工事を対象とする。

工事の種類	工事例
①新築工事・建売住宅の購入	住宅の新築工事、建売住宅の購入
②省エネルギー化工事	高気密・高断熱化、高効率設備の導入 等
③生活の支障改善工事	段差解消、手すり設置 等
④水洗化工事	下水道接続、合併浄化槽、水洗化便器 等
⑤防災・防犯・鳥獣対策工事	耐震改修、雪止め、雨どい、擁壁、外構 等
⑥長寿命化工事	外壁、屋根、クロス、障子、襖、畳、建具 等

その他要件、申請の流れ等は裏面をご確認ください。

補助対象住宅

- ・ 賃貸用ではない住宅であること。
- ・ 集合住宅の場合は居住専用部分のうち、補助対象者の専有部分であること。
- ・ 店舗等との併用住宅の場合は、居住専用部分であること。

補助対象者

新築工事・建売住宅の購入

- ・ 申請日において39歳以下の建築主（建売住宅の場合は購入者）
- ・ 完成後（購入後）に当該住宅に居住する方

リフォーム工事

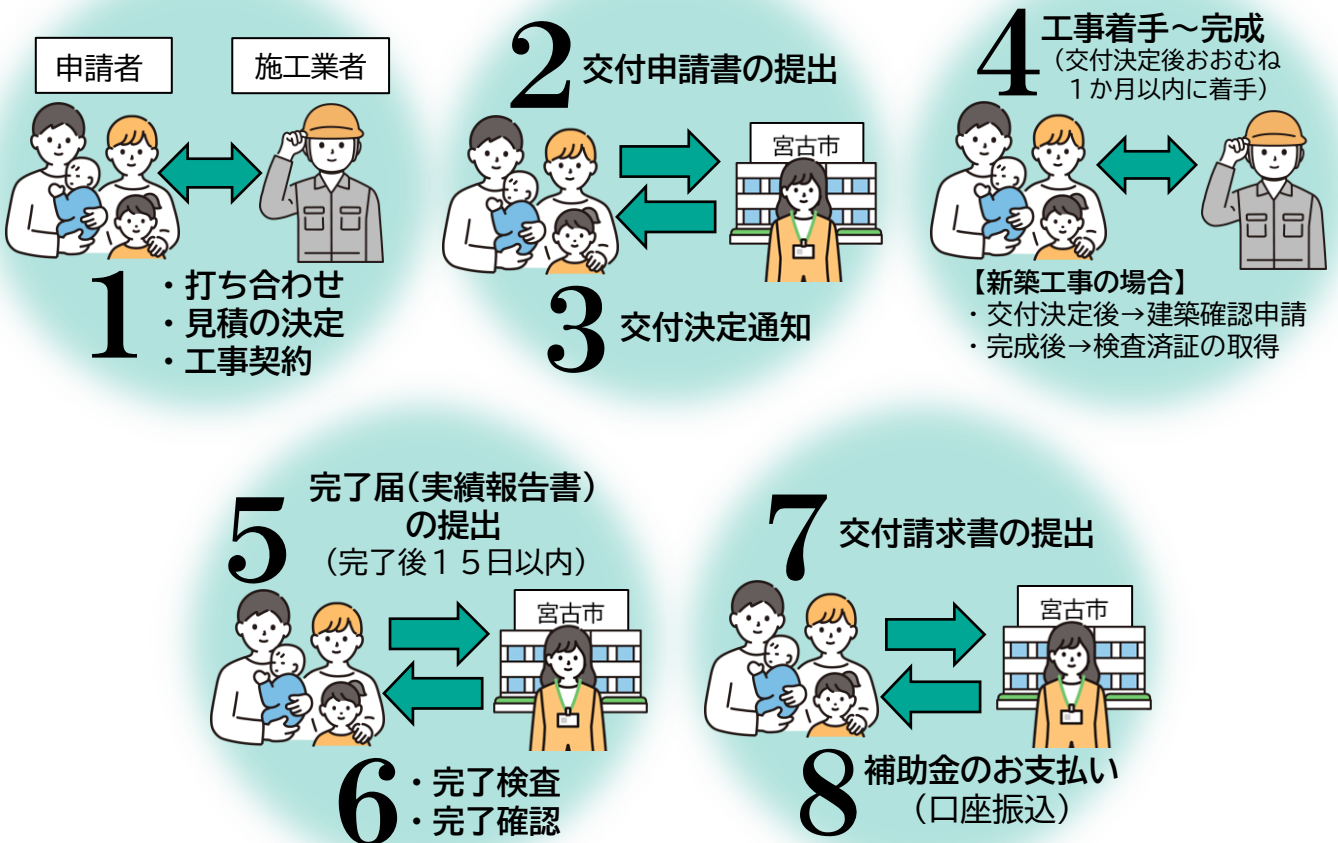
- ・ 市内に住所がある方
- ・ 対象住宅に居住する当該住宅の所有者

【共通事項】

- ・ 補助対象者及び世帯員に市税などの滞納がないこと。
- ・ 補助対象者及び世帯員が暴力団員でないこと。
- ・ 同一世帯において、この補助金の交付を受けた方がいないこと。



補助申請の主な流れ



【お問い合わせ先】

宮古市宮町一丁目1番30号
宮古市都市整備課住宅政策係
TEL 0193-68-9107 (直通)

市ホームページは
こちらから

